

乳児(0歳児) 家庭保育支援手当

伯耆町は、少子化対策と乳児期の親子の愛着形成の深化を目的に、家庭で0歳児の保育をしている保護者に対し、乳児家庭保育支援手当を支給して経済的支援を行います。

支給対象者

対象者	給付期間	給付基準と単価
① 育児休業給付金などの受給者	乳児の月齢が満9月に到達した月から満12月に到達する月までの間 (支給率が3分の2から2分の1となる月～児童が満1歳に到達する月までの間) ※最大4か月間	育児休業給付金の6分の1/月 ● 上限72,500円 ● 下限33,000円
② ①以外の人	乳児の月齢が満4月に到達した月から満12月に到達する月までの間 ※最大9か月間	33,000円/月 ※ 2人(多胎)の場合:5,000円/月を加算 3人(多胎)以上の場合:2人目5,000円/月 + 3人目以降3,000円/月を加算

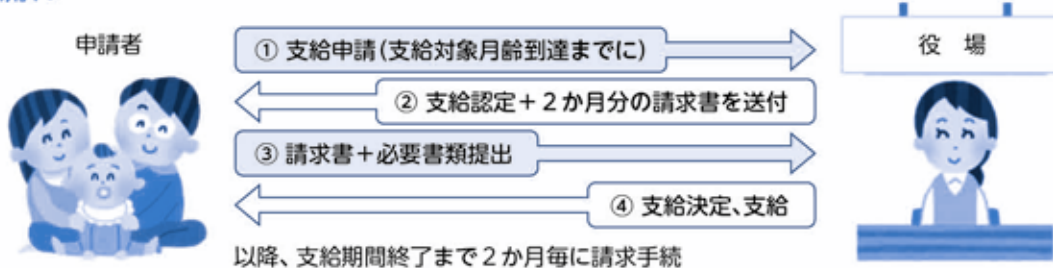
支給制限

以下に該当するときは支給を受けられません。

- 保育施設などに児童を預けた、または入所措置の対象になった
- 児童手当法の所得制限額を超過し、特例給付の対象になった
- 生活保護法による保護を受けている
- 保護者が乳児の養育を著しく怠っている
- 正当な理由なく支給認定関係調査に応じない など



手続きの流れ



申請に必要なもの

- ◆ 育児休業給付金を受けている人: 育児休業給付金支給額のわかるもの
◆ 育児休業給付金の支給を受けていない人: 父母両方の雇用保険被保険者番号がわかるもの
(わからない場合は、前職の履歴などの聴き取りをします。)
- ② 振込先の口座番号が分かるもの
- ③ 印鑑 (認印・父母分)

※伯耆町から児童手当を支給されていない人(公務員で、2年以内に伯耆町に転入した人)は、所得課税証明の提出が必要な場合があります。該当する人は、福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 TEL: 0859-68-5534